

令和4年4月1日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市下水道等区域外流入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伊那市下水道条例（平成18年条例第155号。以下「下水道条例」という。）及び伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例（平成18年条例第158号。以下「農業集落排水条例」という。）の規定による排水区域の区域外の汚水を下水道等に流入させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道等 下水道条例第2条第3号の公共下水道及び農業集落排水条例第2条第3号の農業集落排水施設をいう。
- (2) 排水区域 下水道条例第2条第7号の排水区域及び農業集落排水条例第2条第6号の排水施設整備区域をいう。
- (3) 区域外流入 排水区域外の汚水を下水道等に流入させることをいう。
- (4) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条の規定による道路又は伊那市市道認定基準等に関する要綱（平成18年伊那市告示第320号）第2条第1号から第7号までのいずれにも該当する道路をいう。
- (5) 分担金等 伊那市下水道事業分担金徴収条例（平成18年伊那市条例第156号）第4条の分担金又は農業集落排水条例第15条の加入金をいう。

(下水道等の寄附)

第3条 下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、区域外流入を行おうとする者（以下「申請者」という。）が公道に整備した下水道等について寄附申込書（様式第1号）を提出した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第10条の規定による完了検査に合格した後、市に無償譲渡するものとする。ただし、当該下水道等にポンプ施設を含むときは、寄附の対象としない。

(許可の申請)

第4条 申請者は、伊那市下水道等区域外流入許可申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に申請し、許可を受けなければならない。

- (1) 位置図

- (2) 公図の写し
- (3) 下水道等の平面図、横断面図及び縦断面図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類
(許可の決定)

第5条 管理者は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊那市下水道等区域外流入許可書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の場合において必要があるときは、区域外流入の許可の申請に係る事項につき修正を加えて、許可の決定をすることができる。

(許可の基準)

第6条 管理者は、第4条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容が次の各号のいずれにも該当するときでなければ、許可をしないものとする。

- (1) 区域外流入するのは、汚水のみとし、雨水が混入しないこと。
- (2) 区域外流入に係る敷地は、下水道等に面している又は申請者が公道に下水道等を整備することにより、下水道等に接続できること。
- (3) 区域外流入する汚水量は、下水道等の施設能力、構造及び管理に支障を及ぼさないこと。
- (4) 区域外流入する汚水の水質は、関係法令等の基準に適合すること。
- (5) 区域外流入に係る工事は、伊那市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成18年伊那市告示第138号）第9条の規定による土木一式工事（下水道管敷設）の区分に該当し、市内に本店（支店・営業所の本店扱いを含む）がある者が伊那市公共下水道工事共通仕様書に従い施工し、その経費は全額を申請者が負担すること。
- (6) 区域外流入に係る公共ますは、伊那市公共下水道事業及び農業集落排水事業公共ます設置及び管理に関する要綱（平成26年伊那市公営企業告示第5号）の規定を遵守すること。
- (7) 施工に必要な国、県その他の機関への申請を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めること。

(分担金等の納付)

第7条 区域外流入の許可を受けた申請者は、分担金等を管理者に速やかに納付しなければならない。

- 2 既に納付した分担金等は、還付しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し)

第8条 管理者は、区域外流入の許可を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、区域外流入の許可を取り消すものとする。この場合において、区域外流入の許可を受けた申請者に生じた損害については、管理者は、その責めを負わない。

- (1) 法令等の規定に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。
- (3) 下水道等がしゅん工図面と異なっているとき。
- (4) 第6条に規定する許可の基準に該当しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が取り消すことが相当と認めるとき。

(変更の許可)

第9条 区域外流入の許可を受けた申請者は、下水道等の工事の変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、あらかじめ伊那市下水道等区域外流入許可変更申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、変更等を承認したときは、伊那市下水道等区域外流入変更許可書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 区域外流入又は変更等の許可を受けた申請者は、伊那市下水道等区域外流入工事实績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出し、管理者による完了検査を受けなければならない。

- (1) しゅん工図面
- (2) 着工前、施工中及びしゅん工後の写真
- (3) テレビカメラによる排水管内の調査データ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 工事に不備があった場合は、管理者が是正を求め、区域外流入の許可を受けた申請者はその指示に従わなければならない。

(適用除外)

第11条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において事業を実施するものについては、適用しない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。